

生命共済のお取扱い

加入資格・条件

1. 熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和5年5月1日現在年齢が14歳6ヶ月を超える方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、65歳6ヶ月を超える方はAコースのみとなります。なお、70歳6ヶ月を超える方は75歳6ヶ月まで更新のみできます。
- コース制限 新しく加入する場合
 ・年齢が14歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方……Aコース～Eコース
 ・年齢が65歳6ヶ月を超える70歳6ヶ月までの方……Aコースのみ
- 更新継続する場合(更新時5月1日時点において)
 ・年齢が65歳6ヶ月までの方……Aコース～Eコース
 ・年齢が65歳6ヶ月を超える70歳6ヶ月までの方……Aコースのみ
 ・年齢が70歳6ヶ月を超える75歳6ヶ月までの方……Aコースおよび71歳以降特別コース

2. 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方^{*}に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがあります。
過去1年以内の健康状態	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテルレーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず継続して14日以上入院された場合をいいます。
告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがあります。
留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません) ●「治療」には診察・検査・投薬・食事療法・運動療法も含みます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症^{*5}、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

3. 各商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのでみやかに脱退手続をお取りください。
4. 各商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかつた際は本共済制度でもご加入できません。
- *4 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - 傷病により公休・休暇などで勤務している方
 - 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
- *5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

1. 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、不明な点が生じた場合などについても、すみやかに各商工会議所にご連絡ください。
2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了知を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、当生命共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと共に商工会議所連合会独自の給付制度のお支払いはありません。
3. 商工会議所連合会独自の給付制度の受取人は事業主です。各商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

保険期間

保険期間は1年間(令和5年5月1日～令和6年4月30日)で、毎年自動的に更新されます。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、各商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、各商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剩余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。

税法上のお取扱い

契約形態				税法上の根拠
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	掛金	
法人	役員・従業員	法人	損金算入	法基通9-3-5 所基通36-31の2
		被保険者の遺族	損金算入(*1)	
個人事業主	事業主	事業主の遺族	必要経費とならない	直審3-8 所基通36-31の2
	従業員 (生計と一緒にいる親族を含む)	事業主 被保険者の遺族	必要経費	

(*)1)役員または部課長、その他特定の従業員(これらの者の親族を含む)のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としている場合は、当該役員または従業員に対する給与扱いとなり、個人の課税対象となります。
記載の税務についてのお取扱いは令和5年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする! アクサの付帯サービス

①ストレスチェック機関紹介・取次サービス	④健診機関紹介・取次サービス
全国のストレスチェック実施施設をWeb・お電話でご紹介いたします。	全国の提携健診施設をWeb・お電話でご紹介いたします。
②メンタルサポートサービス	⑤健康電話相談サービス
臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が電話を通じてカウンセリングを提供します。	気になる症状や育児・介護のご相談や、医療機関情報など、専門の相談員が24時間対応いたします。
③禁煙外来紹介サービス	⑥人間ドック・PET検診サービス
全国15,000施設以上の医療機関をWeb・お電話でご紹介いたします。	地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者・熊本県商工会議所連合会、被保険者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは令和5年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

お問い合わせ先

熊本県商工会議所連合会

熊本商工会議所
TEL 096-354-6688

八代商工会議所
TEL 0965-32-6191

荒尾商工会議所
TEL 0968-62-1211

人吉商工会議所
TEL 0966-22-3101

水俣商工会議所
TEL 0966-63-2128

本渡商工会議所
TEL 0969-23-2001

玉名商工会議所
TEL 0968-72-3106

山鹿商工会議所
TEL 0968-43-4111

牛深商工会議所
TEL 0969-73-3141

定期保険(団体型)引受け保険会社



AXA 生命保険株式会社
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

会員事業所のみなさまへ

生命共済

ご加入のおすすめ

福利厚生制度に
ご活用いただけます

ご留意
ください

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度(見舞金・祝金・記念品制度)

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)

1年更新で医師の 診査なし

業務上・業務外を問わず 24時間保障

毎年収支計算し剩余金があれば 配当金も!

商工会議所連合会独自の 給付制度も!



【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに当パンフレットに記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

熊本県商工会議所連合会

生命共済の内容

保障内容

- 主契約：定期保険（団体型）
- 特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

コース・口数		71歳以降 特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
死 亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金（主契約）+災害保険金>	250 万円	500 万円	750 万円	1,250 万円	1,750 万円	2,000 万円
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金（主契約）>	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円	350 万円	500 万円
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態 ^{＊1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金>	250 万円	500 万円	750 万円	1,250 万円	1,750 万円	2,000 万円
	傷害または疾患により 高度障害状態 ^{＊1} のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）>	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円	350 万円	500 万円
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) <入院給付金>	1日につき 2,000 円	1日につき 4,000 円	1日につき 6,000 円	1日につき 10,000 円	1日につき 14,000 円	1日につき 15,000 円
	ガン ^{＊2} で1日以上の入院をしたとき (年に1回限度) <ガン入院一時金>	2 万円	4 万円	6 万円	10 万円	14 万円	20 万円
	6大生活習慣病 ^{＊3} で1日以上の入院をしたとき (年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	1 万円	2 万円	3 万円	5 万円	7 万円	10 万円
	ガン ^{＊2} の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	5 万円	10 万円	15 万円	25 万円	35 万円	50 万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発生した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたり一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また隨時見直しがなされています。

※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアカサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態	
1.両眼の視力を全く永久に失ったもの	7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの
2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの	8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の悪性新生物 ・女性生殖器の悪性新生物 ・男性生殖器の悪性新生物 ・腎臓病の悪性新生物 ・眼のあおりなどの他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・消化器の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	・孤立した（原発性）多部位の悪性新生物 ・上皮内新生物 ・真正赤血球增加症 ^{＊4} 多血症 ・骨髄異形成症候群 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血栓症 ・ランゲルハンス細胞組織球症
5.両上肢とも、手関節以上で失ったまままたはその用を全く永久に失ったもの	*2 お支払いの対象となるガン
6.両下肢とも、足関節以上で失ったまままたはその用を全く永久に失ったもの	・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ・消化器の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
7.両下肢とも、足関節以上で失ったまままたはその用を全く永久に失ったもの	*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病

個人情報のお取扱いについてのお知らせ

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）からお申込みいただいた商工会議所を通じ、当連合会に提供されます。

②当連合会および当該商工会議所（以下、「連合会等」という）は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連付随する業務のために使用します。また、アカサ生命は、連合会等をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。

③個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き連合会等およびアカサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。

④定期保険（団体型）契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢(歳)	生年月日	性別	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
15～55	平成20年11月1日～昭和42年11月2日	男性		1,290円	1,935円	3,225円	4,515円	6,050円
		女性		1,706円	2,559円	4,265円	5,971円	7,910円
56～60	昭和42年11月1日～昭和37年11月2日	男性		1,297円	1,946円	3,243円	4,540円	6,060円
		女性		2,152円	3,228円	5,380円	7,532円	9,970円
61～65	昭和37年11月1日～昭和32年11月2日	男性		1,506円	2,259円	3,765円	5,271円	7,000円
		女性		2,849円	65歳6ヶ月を超える方は、新規加入・更新とともにAコースのみとなります。			
66～70	昭和32年11月1日～昭和27年11月2日	男性		1,756円	70歳6ヶ月を超える方は、更新継続のみとなります。			
		女性		3,443円				
71	昭和27年11月1日～昭和26年11月2日	男性	1,722円	3,443円				
		女性	1,071円	2,141円				
72	昭和26年11月1日～昭和25年11月2日	男性	1,842円	3,683円				
		女性	1,148円	2,295円				
73	昭和25年11月1日～昭和24年11月2日	男性	2,017円	4,034円				
		女性	1,244円	2,487円				
74	昭和24年11月1日～昭和23年11月2日	男性	2,208円	4,416円				
		女性	1,347円	2,693円				
75	昭和23年11月1日～昭和22年11月2日	男性	2,419円	4,838円				
		女性	1,456円	2,912円				

※掛金は、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

※保険年齢とは、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢のことをいいます。（年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数は、6ヶ月を超えるものについては切上げて1年といし、6ヶ月以下のものは切捨てます。）

※掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	コース・口数	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
病気入院見舞金	10日以上	2,500円	5,000円	7,500円	12,500円	17,500円	25,000円
	20日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
事故通院見舞金	5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
	出 生 祝 金	2,500円			5,000円		
75歳満了記念品	記念品贈呈						

1.熊本県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

2.病気入院見舞金について

- ①病気による10日以上19日までの継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
- ②病気による20日以上の継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。

③①で見舞金を支払った場合、②の見舞金は支払いません。（①と②は重複しません）

④5月1日より翌年4月30日の間に年1回を限度としてお支払いします。

⑤保険給付と重複する病気入院見舞金は支払われません。（例：胃潰瘍で5日以上入院した後の通院は対象外）

3.事故通院見舞金について

- ①不慮の事故により5日以上通院したとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。

②異なる不慮の事故による通院に対して5月1日より翌年4月30日の間に年2回を限度としてお支払いします。同一の事故による通院のときは、5月1日から翌年4月30日の間に年1回を限度として支払います。

月額掛金 一部変更のお知らせ

生命共済パンフレット記載の月額掛金表の一部について、定期保険(団体型)の保険料計算の結果、下記のとおり変更がありましたので、お手元のパンフレットの掛金額は読み替えいただきますようお願ひいたします。

記

保険期間が令和5年5月1日～令和6年4月30日までの月額掛金は次のとおりとなり、保険年度開始月分の掛金から適用いたします。

(変更箇所) 15歳～55歳 男性・女性 10口 6,050円 ⇒ 6,030円

以上

熊本県商工会議所連合会

[定期保険（団体型）引受保険会社]
アクサ生命保険株式会社

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする!

アクサの付帯サービス

ご利用資格

生命共済制度[定期保険(団体型)]にご加入のみなさまとそのご家族。
(「メンタルサポートサービス」のご利用対象者はご加入者のみとなります。)

健康電話相談サービス

専門の相談員が24時間対応 相談料・通話料無料



気になる症状や体の不調、育児、療養、介護のご相談はもちろん、夜間・休日に受診できる医療機関や女性医師の情報、専門医情報など医療機関情報もご提供いたします。

- 気になる症状について
- ストレス・ちょっとした心の悩み
- 介護の悩み・疑問について
- 応急処置について
- 妊娠・出産・育児の悩み
- 検査結果でわからないことについて
- 女性の医師にかかりたい など…



最近、頭痛が
ひどいけど
病気かな?

夜間に急な発熱!
診察してもらえる病院は?

人間ドック・PET検診サービス

無料で予約代行 優待価格



人間ドック

地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を
全国の提携施設から優待価格*でご案内いたします。
日時などご希望に応じて予約を代行し、予約チケットを送付いたします。
*1一部優待価格のない施設がございます。



PET検診

がんの早期発見、治療や手術後の再発チェックに効果的とされる最先端のがん検診であるPET検査。地域、
検査内容、料金などお客様のご希望に合うPET施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

メンタルサポートサービス

電話によるカウンセリング

相談料・通話料無料



臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が
電話を通じてカウンセリングを提供し、
心の問題を早期に解決するサポートをします。
企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策(EAP事業)として
幅広く利用されています。
企業のメンタルヘルスケア対策に「メンタルサポートサービス」をご活用ください。
*「メンタルサポートサービス」のみでは安全配慮義務を果たすことはできません。



ストレスチェック機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国のストレスチェック実施施設をWeb・お電話でご紹介^{*2}いたします。

50人未満の企業さまも受診可能です。

さらに割引価格^{*3}でご案内いたします。

厚生労働省の定める57項目のストレスチェックも実施できます。

読めばすべて理解できる!

ストレスチェックのご担当者をフォローするコンテンツもあります。

*2 各機関に対してストレスチェックの予約取次まで行います。

*3 各機関によっては通常価格でのご案内となります。

*安全配慮義務の要件を満たすためには、本サービスに加えて、事業場に設置されている安全衛生委員会や選任された産業医と連携する必要があります。



禁煙外来紹介サービス Web・お電話でご紹介



全国15,000施設以上の医療機関をWeb・お電話でご紹介いたします。

各医療機関の禁煙成功率など。

本サービスのご利用者だけが得られる情報もあります。

喫煙者の禁煙中フォローだけでなく、

受動喫煙者向けの啓発コンテンツも多数あります。



健診機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国の提携健診施設をWeb・お電話でご紹介^{*4}いたします。

MRI・乳がん検診などのオプション検査も受診可能です。

さらに割引価格^{*5}でご案内いたします。

気になる症状からおすすめの検診を検索でき、

健診後はWebコンテンツでフォローいたします。

*4 医療機関に対して健診の予約取次まで行います。

*5 医療機関によっては通常価格でのご案内となります。



ご利用方法等の詳細については、生命共済制度[定期保険(団体型)]ご加入後にご案内いたします。

・「健康電話相談サービス」、「人間ドック・PET検診サービス」、「ストレスチェック機関紹介・取次サービス」、「禁煙外来紹介サービス」、「健診機関紹介・取次サービス」は株式会社ウェルネス 医療情報センターが、「メンタルサポートサービス(電話によるカウンセリング)」はティーベック株式会社が提供します。

・「アクサの付帯サービス」は、アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

・当サービスは、いずれも各サービス提供会社が直接提供いたします。サービス提供を受けた結果、万一損害などが発生してもアクサ生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

・サービスの内容は予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・(個人情報のお取扱いについて)

ご利用いただいた方のお名前・ご住所・お電話番号などは、サービス提供会社よりアクサ生命に連絡される場合がありますのであらかじめご了承ください。ただし、サービス提供会社より連絡を受けた個人情報は、サービスの維持・品質向上を目的とした利用状況の把握とご利用資格の確認以外の目的に使用することはありません。



アクサ生命保険株式会社

Tel.08-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL.03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

生命共済制度【定期保険（団体型）】 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

【ご意向に沿った商品内容を必ずご確認ください】

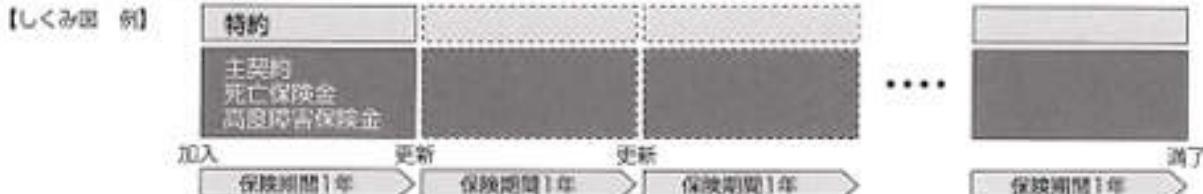
本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

この「重要事項説明書」は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分における、ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などを支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご照会ください。

契約概要

○各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額などの設定、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。
○具体的なご契約内容（保障内容・保険料・付加される特約など）および加入資格については、「パンフレット」に記載されています。お申込みの際には、この「重要事項説明書（契約概要）」と「パンフレット」を必ずご確認ください。

- 商品の名称 定期保険（団体型）用入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
■商品のしくみ 商工会議所・商工会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などを保障するために団体（商工会議所・商工会）を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



- 主契約の支払事由 死亡保険金……保険期間中に加入者が（被保険者。以下同じ。）が死亡したとき。
高度障害保険金……保険期間中に加入者が加入（増額）日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当したとき。
※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などの支払いはいたしません。
※死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
※定期保険（団体型）用入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約のお支払事由については「パンフレット」にてご確認ください。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。
お払込方法・経路などもご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めていますので詳細は「パンフレット」にてご確認ください。
- 配当金 この商品は毎年の更新後にご契約（商工会議所・商工会）ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者に配当金をお支払いします。
- 払戻金 この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問い合わせいただくか、「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体（商工会議所・商工会）・アクサ生命営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775
受付時間：9:00～17:00、土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・窓口・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

（ホームページアドレス：<https://www.seijo.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を開催、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【定期保険（団体型）への変更に関する特則について】

この特則により、契約者は加入者の健康状態にかかわらず、福祉団体定期保険契約（変更前契約、付加されている特約を含みます。以下同じ。）を定期保険（団体型）契約（変更後契約、付加される特約を含みます。以下同じ。）に変更することができます。

- ・変更は、アクサ生命所定の範囲内でお取扱いします。
- ・変更前契約で支払われた入院給付金のお支払日数については、変更後契約の入院給付金のお支払限度に通算します。
- ・告知義務、告知義務違反による解約および変更後契約の保険金のお支払いにあたっては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続されたものとします。
- ・変更後契約の高度障害保険金、災害保険金、災害高障害保険金および入院給付金のお支払いについては、加入者が、変更前契約のその加入者の効力発生日（責任開始期。以下同じ。）以後変更後契約の効力発生日前の原因により、変更後契約の効力発生日以後に死亡、高度障害状態に該当または入院したときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更前契約の保険期間中に入院を開始し、変更日を含んで継続して入院したときは、その入院は、変更前契約の保険期間中の入院とみなします。
- ・加入者が、その加入者の変更前契約の効力発生日前に発症したガンまたは6大生活習慣病を直接の原因として、変更後契約の効力発生日以後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときでも、変更前契約の効力発生日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更後契約の効力発生日前にガンまたは6大生活習慣病による入院を開始し、変更後契約の効力発生日を含んで継続して入院したときは、ガン入院一時金または6大生活習慣病一時金はお支払いしません。

注意喚起情報

■お申込みの撤回など（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体（商工会議所・商工会）を契約者とする団体保険であり、お申込みの撤回など（クーリング・オフ）の適用はありません。

■告知について

○告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知の内容によっては、ご契約をお引受けできないことがあります。

○告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約の全部またはその加入者の部分が解除されることや、保険金などをお支払いできないことがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料をお返しいたしません。なお、告知義務違反による解約の対象となる1年経過後にもご契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあります。

○アクサ生命の取扱いへ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。加入者ご自身がアクサ生命所定の「告知書」に記入されたことが告知となります。（生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には告知受領権はありません。）

○アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などの請求の際、請求内容などについて確認させていただく場合があります。

■効力発生日（責任開始期）について

○加入申込日（告知日）と効力発生日（責任開始期、以下同じ。）についてはご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めています。

詳細は「パンフレット」にてご確認ください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

○生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には保険への加入を承認し、責任を開始させるような代理権はありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次の場合は、保険金などのお支払いができないことがあります。

○お支払事由に該当しない場合

効力発生日前の傷害または疾病を原因とする場合など

（ガン入院一時金・ガン先進医療一時金・6大生活習慣病入院一時金）

・効力発生日前に発病したガンおよび6大生活習慣病を原因とする場合

（ガン入院一時金）

・ガン入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて1年以内にガンを原因として再び入院した場合（6大生活習慣病入院一時金）

・6大生活習慣病入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて1年以内に6大生活習慣病を原因として再び入院した場合

○免責事由に該当した場合

効力発生日から1年以内の加入者の自殺、契約者・加入者・保険金などの受取人の故意または戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した場合

（災害保険金・災害高額障害保険金・入院給付金）

・契約者または加入者の故意または重大な過失 - 保険金などの受取人の故意または重大な過失

・加入者の犯罪行為

- 加入者の精神障害を原因とする事故

・加入者の泥酔の状態を原因とする事故

- 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

・地震、噴火、または津波

・戦争その他の変乱

○告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者の詐欺によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

○重大事由による解除の場合

契約者、加入者または保険金などの受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の加入者数が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料をお払込みいただけます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。

■払戻金について

この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

○保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合はすみやかに商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

○お支払事由、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合について、アクサ生命ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご確認ください。（ホームページアドレス <https://www.aaa.co.jp/>）

○保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合には商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時に契約した保険金額などが削減されることがあります。

アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が取られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3285-2820（月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時） ホームページアドレス <https://www.aaa-hochi.go.jp/>